（都市公園の占用の許可の特例に係る都市再生安全確保施設）

第六条　法第十九条の十八第一項の政令で定める都市再生安全確保施設は、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第一号の二又は第二号に掲げるものとする。

附則第二項中「第十九条」を「第二十条」に改める。

（都市公園法施行令の一部改正）

第二条　都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの

第十六条第六号の次に次の一号を加える。

六の二　第十二条第一号の二に掲げる災害応急対策に必要な施設は、国土交通省令で定める基準に適合すること。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第三条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三十三号中「同法」の下に「第四十五条の十三第三項、第四十五条の十四第三項及び」を、「含む。）」の下に「並びに第四十五条の二十」を加える。

（国土交通省組織令の一部改正）

第四条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第七号中「及び」を「、退避経路協定、管理協定、」に改め、「都市再生整備歩行者経路協定」の下に「及び都市利便増進協定に関すること並びに同法に規定する退避施設協定」を加え、「並びに同法に規定する都市利便増進協定に関すること」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年七月一日）から施行する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

2　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第七項第二号及び第三十八条の四第十七項第二号中「第六条第一項ただし書」を「第七条第一項ただし書」に改める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳
国土交通大臣　羽田雄一郎

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十四年六月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百七十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二十一第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の十第一項中「海域とし、当該海域の範囲は、」を「とおりとし、同項の政令で定める基準は、当該海域ごとに」に改め、同項の表を次のように改める。

海域	基準
一　別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第二の二備考第四号に規定する北海海域及び別表第四に掲げる北米海域	硫黄分の濃度が質量百分率一パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと。
二　前号に掲げる海域以外の海域	硫黄分の濃度が質量百分率三・五パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと。

第十一条の十第二項を削る。

第十一条の十一第一項中「前条第一項の表第一号及び第二号」を「前条の表第一号」に改める。

第十七条の二第一項中「第十一条の十第二項第二号及び第十一条の十一第二項」を「第十一条の十の表第一号」に改め、「定めるもの」の下に「（以下「特定無機酸等」という。）」と、同表第二号及び第十一条の十一第二項中「無機酸」とあるのは「特定無機酸等」を加える。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四（第十一条の十関係）

海域名	海域の範囲
北米海域	一　北緯三十二度三十二分十秒西経百十七度六分十一秒の点、北緯三十二度三十二分四秒西経百十七度七分二十九秒の点、北緯三十二度三十一分三十九秒西経百十七度十四分二十秒の点、北緯三十二度三十三分十三秒西経百十七度十五分五十秒の点、北緯三十二度三十四分二十一秒西経百十七度二十二分一秒の点、北緯三十二度三十五分二十三秒西経百十七度二十七分五十三秒の点、北緯三十二度三十七分三十八秒西経百十七度四十九分三十四秒の点、北緯三十一度七分五十九秒西経百十八度三十六分二十一秒の点、北緯三十度三十三分二十五秒西経百二十一度四十七分二十九秒の点、北緯三十一度四十六分十一秒西経百二十三度十七分二十二秒の点、北緯三十二度二十一分五十八秒西経百二十三度五十分四十四秒の点、北緯三十二度五十六分三十九秒西経百二十四度十一分四十七秒の点、北緯三十三度四十分十二秒西経百二十四度二十七分十五秒の点、北緯三十四度三十一分二十八秒西経百二十五度十六分五十二秒の点、北緯三十五度十四分三十八秒西経百二十五度四十三分二十三秒の点、北緯三十五度四十四分西経百二十六度十八分五十三秒の点、北緯三十六度十六分二十五秒西経百二十六度四十五分三十秒の点、北緯三十七度一分三十五秒西経百二十七度七分十八秒の点、北緯三十七度四十五分三十九秒西経百二十七度三十八分二秒の点、北緯三十八度二十五分八秒西経百二十七度五十三分の点、北緯三十九度二十五分五秒西経百二十八度三十一分二十三秒の点、北緯四十度十八分四十七秒西経百二十八度四十五分四十六秒の点、北緯四十一度十三分三十九秒西経百二十八度四十分二十二秒の点、北緯四十二度十二分四十九秒西経百二十九度三十八秒の点、北緯四十二度四十七分三十四秒西経百二十九度五分四十二秒の点、北緯四十三度二十六分二十二秒西経百二十九度一分二十六秒の点、北緯四十四度二十四分四十三秒西経百二十八度四十一分二十三秒の点、北緯四十五度三十分四十三秒西経百二十八度四十分二秒の点、北緯四十六度十一分一秒西経百二十八度四十九分一秒の点、北緯四十六度三十三分五十五秒西経百二十九度四分二十九秒の点、北緯四十七度